

# 封印取付け受託者準則

	平成20年12月 2日	岩運登第252号
一部改正	平成26年11月14日	岩運登第208号
一部改正	平成27年 6月18日	岩運登第 38号
一部改正	平成28年 2月15日	岩運登第241号
一部改正	平成29年 3月28日	岩運登第246号
一部改正	令和 3年12月22日	岩運登第224号
一部改正	令和 6年 7月30日	岩運登第 93号

(適用)

第1条 受託者は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)(以下「車両法」という。)及び同法施行規則の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。

(定義)

第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 受託者 封印の取付け委託を受けた者
- 二 甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者
- 三 乙種受託者
  - ① 完成検査終了証(以下「完検証」という。)のある自動車の販売を業とする者であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者
    - ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完検証の提出により新規登録を受ける場合
    - イ その販売する自動車(販売用中古自動車を含む。)について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証(以下「予備検証」という。)、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証(以下「保安基準適合証等」という。)の提出により新規登録を受ける場合
    - ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号(以下「登録番号」という。)が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256号)(以下「登録令」という。)第40条による提示をしたものを除く。)に限る。)
    - エ 車両法第11条第2項(登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合
    - オ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について(国自情第242号、国自整第221号)」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合
  - ② 「一定の自動車輸入業者に対する封印の取付けの委託について」(平成25年3月8日付国自情第239号)に定める輸入業者にあつて、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者
    - ア 自ら輸入した自動車であつて、完検証のある自動車の販売を業とする者によって販売するものについて、完検証のある自動車の販売を業とする者が、当該自動車の提示に代えて、完検証の提出により新規登録を受ける場合

- 四 丙種受託者 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体（以下「団体」という。）であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者
- ア その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合
  - イ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
  - ウ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合
  - エ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合
- 五 丁種受託者 行政書士法（昭和26年法律第4号）第15条に規定されている行政書士会（以下「行政書士会」という。）であって、所属会員である行政書士（自動車登録業務に十分精通した者）が自動車ユーザーや自動車販売店等から登録手続きや施封依頼を受けた自動車について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者
- ア 当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規検査を受ける場合。
  - イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
  - ウ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項の規定による封印の取付けが必要な場合。
  - エ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合
- 六 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること
- 七 有償受託者 第17条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者
- 八 出張封印 事業場等への自動車の持ち込みによる申請者の負担の軽減を図るため、受託者（乙種受託者又は丙種受託者は、変更登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）及び車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合に限る。）が対象の自動車の保管場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条の保管場所をいう。）等において行う封印の取付け

（封印受領証）

第3条 受託者は、封印の前渡しを受けたときは受領証（第1号様式）を運輸支局長に提出し受領年月日、受領数量を明らかにしておかなければならない。

(封印受払簿等)

第4条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印受払簿（第2号様式）を備え、封印の出納状況を明らかにしなければならない。

- 2 封印受払簿への記録は、受入れ、取付け、打損、紛失等受払いの事由を明らかにして行わなければならない。
- 3 受託者は、封印取付け簿（甲種受託者にあつては第3号様式、乙種受託者にあつては第3号様式の2、丙種受託者及び丁種受託者にあつては第3号様式の3）を備え、封印を取付けた自動車を明らかにしなければならない。
- 4 車両法第11条第2項又は第4項若しくは第6項（乙種受託者・丙種受託者は管轄区域内に限る。）の規定による再封印の取付けは、自動車登録番号標の封印取付け依頼書（第4号様式（以下「依頼書」という。））を受託者が受理することにより行うこととする。
- 5 封印受払簿及び封印取付け簿は、記録した日から2年間保管しておかなければならない。

(封印の保管)

第5条 受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。

(打損した封印等)

第6条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印を運輸支局長に返納しなければならない。

(封印の紛失)

第7条 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を運輸支局長に報告しなければならない。

(封印取付け届出書)

第8条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは、当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、運輸支局長に封印取付け届出書（第5号様式）2通を提出しなければならない。

(営業所等一覧及び施封責任者名簿の備え付け)

第9条 甲種及び乙種受託者は、封印の取付けを行う分室又は店舗を設けた場合、封印取付け担当者及び営業所等一覧（第6号様式）を備え、これに記録しなければならない。また、記録した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を記録しなければならない。

(出張封印確認書)

第10条 出張封印により、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納する受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した出張封印確認書を運輸支局長に2通提出しなければならない。

(封印取付け報告書)

第11条 封印の前渡しを受けた受託者は毎月10日までに、前月の封印取付け状況に関し、運輸支局長に封印取付け報告書（第7号様式）を提出しなければならない。

- 2 甲種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の受払を記載し

た封印取付け報告書の内訳一覧（第8号様式）及び第4条第4項の依頼書を添付しなければならない。

- 3 乙種受託者及び丙種受託者は、第1項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付けをした自動車の登録年月日及び登録番号を記載した封印取付け内訳書（第9号様式）及び第4条第4項の依頼書を添付しなければならない。

（承認申請）

第12条 受託者は、事業場の位置を変更しようとするとき、又は封印の取付けをやめようとするときは、あらかじめ運輸支局長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認申請書の様式は第10号様式とする。

（変更届）

第13条 受託者は、道路運送車両法施行規則第12条第1項の申請書に記載した事項に変更があったとき（事業場の位置に変更があったときを除く。）及び同法同施行規則第15条第2項の封印取付け責任者に変更があったときは、すみやかにその旨を運輸支局長に届け出なければならない。

- 2 前項の変更届出書の様式は第11号様式とする。

（手数料額）

第14条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。

（手数料の支払い）

第15条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

（手数料の請求）

第16条 受託者は、毎年4月1日から翌年3月31日までに行った封印の取付けについて運輸支局長に手数料を請求することができる。

- 2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行われなければならない。
- 3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、運輸支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。

（無償受託）

第17条 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書（第12号様式）をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができる。

（経過措置）

第18条 本準則適用期日の前日までに封印取付け委託書の交付を受けている受託者は、本準則第2条第一号の受託者としてそれぞれ運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなす。

附 則（平成 20 年 12 月 2 日 岩運登第 252 号）

1. この準則は、平成 20 年 12 月 2 日から施行する。
2. この準則の施行に伴い、平成 18 年 10 月 24 日岩陸登第 220 号「封印取りつけ受託者準則」は廃止する。

附 則（平成 26 年 11 月 14 日 岩運登第 208 号）

1. この準則は、平成 26 年 11 月 14 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 18 日 岩運登第 38 号）

1. この準則は、平成 27 年 6 月 18 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 15 日 岩運登第 241 号）

1. この準則は、平成 28 年 2 月 15 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日 岩運登第 246 号）

1. この準則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 22 日 岩運登第 224 号）

1. この準則は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月 30 日 岩運登第 93 号）

1. この準則は、令和 6 年 7 月 30 日から施行する。

(第1号様式)

## 封印受領証

封印取付け受託者準則第3条により下記のとおり  
封印を受領しました。

個

令和 年 月 日

受託者住所  
氏名又は名称

東北運輸局岩手運輸支局長 殿

## 封印受領証(控)

封印取付け受託者準則第3条により下記のとおり  
封印を受領しました。

個

令和 年 月 日

受託者住所  
氏名又は名称

東北運輸局岩手運輸支局長 殿

(第2号様式)

## 封 印 受 払 簿

年月日	受 入	払 出					残	備 考
		取付	打損	紛失	従 たる 事 業 場	計		
合 計								

(注) 取付責任者は1ヶ月毎に残個数を確認し押印すること。

(第3号様式)

## 封印取付け簿

月 日		住所	申請別					備考
登録番号	所有者 又は 使用者名		新車	中古	転入	番変	その他	

(注) 依頼書を使用する再封印は、申請別「その他」に記載し、備考欄に再封印、標板再交付、交換の別を記載すること。



# 封印取付け簿

月日	登録番号	車台番号	申請別						責任者 印	備考
			完検	予備検	中古	転入	番変	その他		

(注) 申請別欄には、受託者準則第2条3号のアからオまでの区分とする。  
依頼書を使用する再封印は、申請別「その他」に記載し、備考欄に再封印、標板再交付、交換の別を記載すること。

(第3号様式の3)

## 封印取付け簿

月 日	登録番号	車 台 番 号	登録種別	責任者印	備 考

(注) 「登録種別」欄には、完検、予備検、中古、転入、番変の記入をすること。

依頼書を使用する再封印は、「その他」と記載し、備考欄に再封印、標板再交付、交換の別を記載すること。

(第4号様式)

## 自動車登録番号標の封印取付け依頼書

自動車登録番号	車台番号	封印の取付けを必要とする理由
		1. 封印取付けの不良 2. き損 3. 整備のための取りはずし 4. 後面の標板再交付【岩、岩手、盛岡、平泉のみ】 5. 交換 6. その他（ ）

上記自動車の封印の取付けを依頼します。

令和 年 月 日

受託者名

取付年月日

所有者住所  
氏名又は名称

代理人住所  
氏名又は住所





(第7号様式)

# 封印取付け報告書

令和 年 月 日

東北運輸局岩手運輸支局長 殿

受託者

事業場 \_\_\_\_\_

令和 年 月分

封印取付け件数件

--

受 入 れ		払 出 し	
前月繰越	個	取 付 け	個
受 入 れ	個	不 良 品	個
		打 損	個
		紛 失	個
		残 り	個
計	個	計	個

(第8号様式)

封印取付報告書の内訳一覧 ( 月分)

		前月残	受入	払出	残
北海道	札幌				
	函館				
	室蘭				
	帯広				
	釧路				
	北見				
	旭川				
東北	青森				
	岩手				
	宮城				
	秋田				
	山形				
	福島				
北陸信越	新潟				
	長野				
	富山				
	石川				
関東	東京				
	神奈川				
	埼玉				
	群馬				
	千葉				
	茨城				
	栃木				
	山梨				
中部	愛知				
	静岡				
	岐阜				
	三重				
	福井				

		前月残	受入	払出	残
近畿	大阪				
	京都				
	奈良				
	滋賀				
	和歌山				
神	神戸				
中国	広島				
	鳥取				
	島根				
	岡山				
	山口				
四国	香川				
	徳島				
	愛媛				
九州	高知				
	福岡				
	佐賀				
	長崎				
	熊本				
	大分				
沖	宮崎				
	鹿児島				
沖	沖縄				

	前月残	受入	払出	残
合計				

(第9号様式)

## 封印取付け内訳書

令和 年 月 日

受託者 \_\_\_\_\_

封印取付け受託者準則第11条第3項の規定により添付します。

番号	登録年月日	自動車登録番号	番号	登録年月日	自動車登録番号

(注) 依頼書を使用する再封印は「登録年月日」を「取付年月日」と読み替える。



事業場の位置の変更

### 承認申請書

業務の廃止

東北運輸局岩手運輸支局長 殿

封印取付け受託者の  
住所及び氏名又は名称

道路運送車両法施行規則第15条の3の規定により承認を受けたいので、  
下記のとおり申請します。

#### 記

事業場の名称及び所在地		
承認を受けようとする事項	<input type="checkbox"/>	事業場の位置の変更
	新	
	旧	
	<input type="checkbox"/>	業務の廃止
承認を受けようとする理由		
変更 (予定) 年月日 又は 廃止 (予定) 年月日	年 月 日	

## 封印取付け委託に関する届出書

東北運輸局岩手運輸支局長 殿

受託者住所

氏名又は名称

自動車の封印取付け委託に関し下記のとおり変更したので、封印取付け受託者準則第13条の規定により届出します。

### 記

1. 変更事項

2. 変更内容

3. 変更事項  
発生予定年月日

4. 理由

5. 添付書類

### (注)

- 変更内容が多数にわたるときは、別紙に記載し添付すること。
- 取付け責任者の変更のときは、封印取付け責任者選任書を添付すること。

## 封印取付け手数料の請求放棄書

東北運輸局岩手運輸支局長 殿

受託者

住所

名称

昭和 年 月 日付け岩陸登第 号

平成 年 月 日付け岩運登第 号により委託を受けた封印取付け委託について、封印取付け受託者準則第17条の規定に基づき封印取付け手数料請求権を放棄致します。